

媒介条件表

パークレイズ証券株式会社

(本貸付条件表は、貸金業法第 14 条の規定に従い、掲示するものです。)

媒介の種類	金銭の貸借の媒介 (手形貸付、証書貸付、極度方式貸付、手形の割引、売渡担保の媒介を含む。)
媒介手数料の 計算方法	元本×5.00% (5.00%を上限とする)
媒介手数料の割合	5.00%を上限とする
媒介先の貸付利率 又は割引率	実質年率 貸付額に応じて 15～20%の上限金利
媒介先の返済方式	イ. 一括返済方式 ロ. 元利均等方式 ハ. 元金均等方式 ニ. 定率リボルビング方式 ホ. 定額リボルビング方式 ヘ. 自由返済方式
媒介先の返済期間	1日～30年
媒介先の返済回数	1回～360回
貸付業務取扱主任者 の氏名	山田 勝 田口 誠吾 佐竹 晋太郎 川口 弘匡
指定紛争解決機関	日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
貸付限度額	特に定めなし
媒介先業者名	—